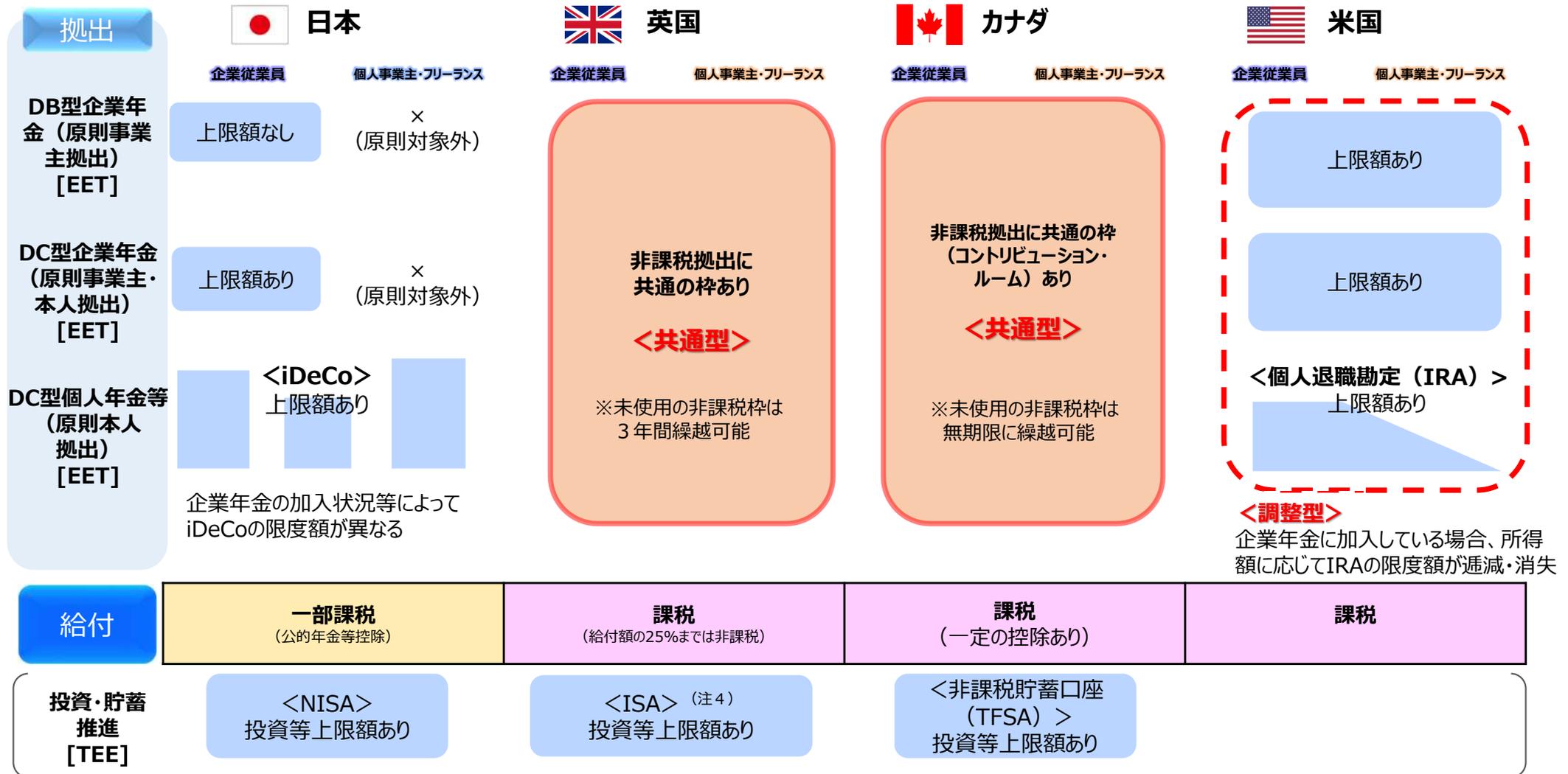


# 各国の私的年金税制等について（原則的な取扱いを示したもの）

- 日本の私的年金に関する税制は、働き方や勤務先の企業が採用している企業年金の形態によって取扱いが異なっている。
- 一方、諸外国においては、働き方や年金の形態によらず、一人一人の個人に対して共通の非課税枠を設定している国もあり、こうしたことを参考に私的年金に対する税制全体のあり方を検討する必要。



(注1) 上記における私的年金とは、拠出時に所得控除の対象となる等、税制適格の仕組みを指し、個人退職勘定 (IRA) 等も含む。

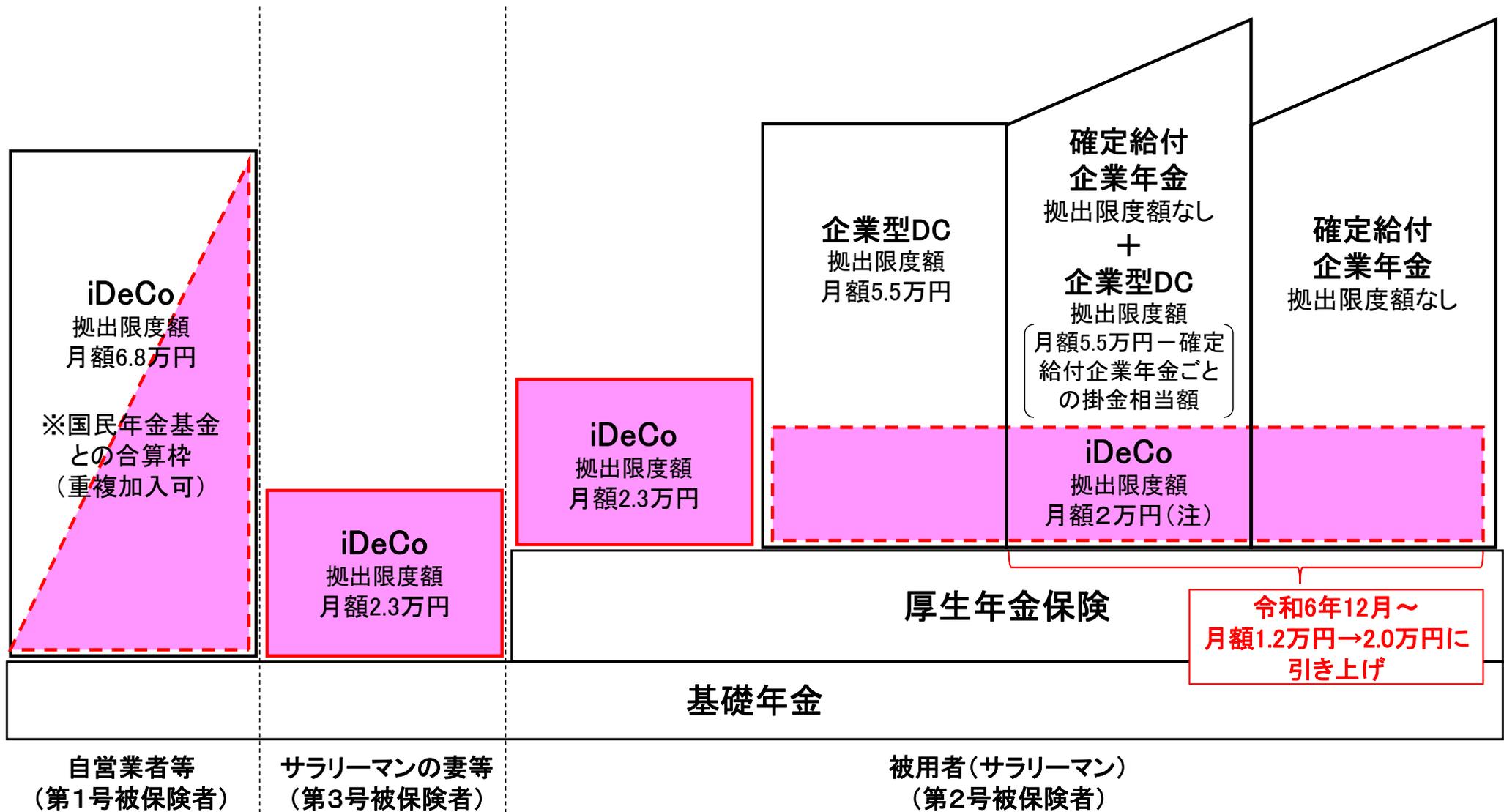
(注2) 米国では、DC型企业年金及びIRAの一種類として、TEEのロス (Roth) 型も存在。

(注3) EはExempt (非課税)、TはTaxed (課税) を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度タイプの表記方法。ただし、E、Tの具体的意味については控除等の存在も考慮しつつ、個別具体的に精査が必要。

(注4) 中途引出し制限等つきのライフタイムISAあり。

(注5) 2019年政府税調海外出張調査時の現地ヒアリングを元に作成。

# 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の拠出限度額 (令和6年12月～)



(注) 事業主掛金 (企業型DCの事業主掛金額と確定給付企業年金ごとの掛金相当額) が月額3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。

# 主要国における公的年金税制の概要

(2022年1月現在)

			日本	米国	英国	ドイツ	フランス
制度類型			E E T	T E T	T E T	E E T	E E T
拠出段階	事業所得者	本人負担分	全額控除	控除あり (1 / 2)	控除なし	控除あり (限度額あり) <sup>(注4)</sup>	全額控除
	給与所得者	本人負担分	全額控除	控除なし	控除なし	控除あり (限度額あり) <sup>(注4)</sup>	全額控除
		事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
運用段階			非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
給付段階			一部課税 <sup>(注2)</sup>	一部課税 <sup>(注3)</sup>	課税	課税 <sup>(注5)</sup>	課税 <sup>(注6)</sup>

(注1) TはTaxed（課税）、EはExempt（非課税）を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。

(注2) 給付段階において課税となる公的年金等については、その所得の計算上、公的年金等控除の適用がある。

(注3) 給付額の一定部分が課税対象となる（給付額の50%とその他の所得の合計額が、25,000ドル超34,000ドル以下の場合、㊦給付の50%、㊧25,000ドルを超える部分の50%、のうち少ない方の金額（※）が課税対象。当該合計額が34,000ドル超の場合は、㊨給付の85%、㊩「34,000ドルを超える部分の85% + (※)」で計算された額又は4,500ドルのうち少ない金額」、のうち少ない方の金額が課税対象（単独申告の場合））。

(注4) 年金保険料の一定部分及び疾病保険、介護保険等の社会保険制度に対する社会保険料と生命保険料の合計額に対する実額控除（ただし、限度額あり。また、給与所得者は実額控除に代えて概算控除を選択することもできる）。年金保険料の控除割合は、①実額控除の場合、2013年に76%で設定され、以降毎年2%ずつ引き上げられて2022年に94%、②概算控除の場合、2010年に40%で設定され、以降毎年4%ずつ引き上げられて2022年に88%となっている。①②いずれも2025年に100%となる予定。

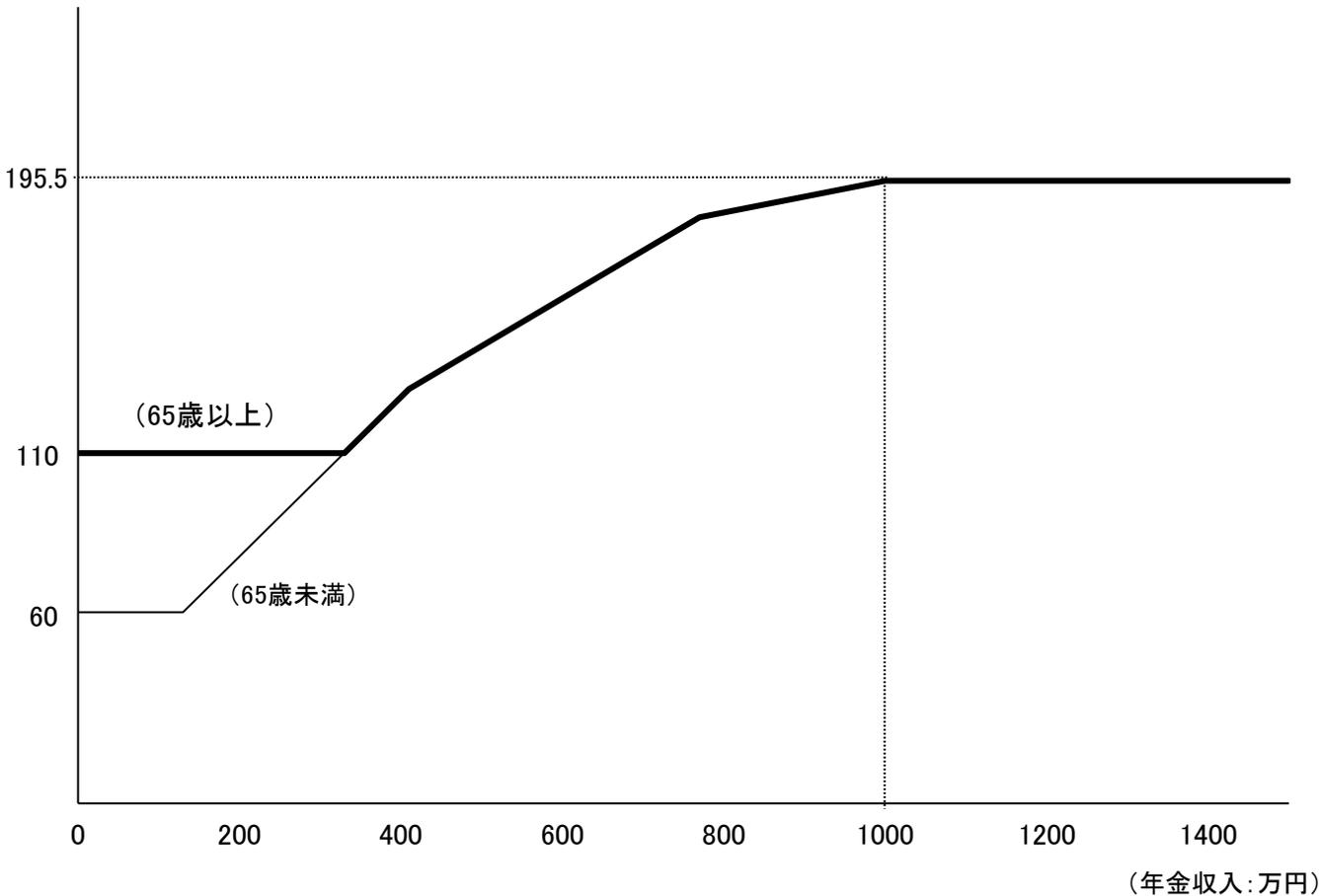
(注5) 受給が開始された年度に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる（受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇（2022年は82%。2040年に100%となる予定））。また、当該部分について、他のタイプの年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロの控除が認められる。

(注6) 年金額に対する10%の控除（世帯構成員一人あたり最低控除額400ユーロ、世帯あたり控除限度額3,912ユーロ）が認められる。

## 公的年金等控除制度の概要

- 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）
  - ・ 国民年金
  - ・ 厚生年金
  - ・ 厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金           等

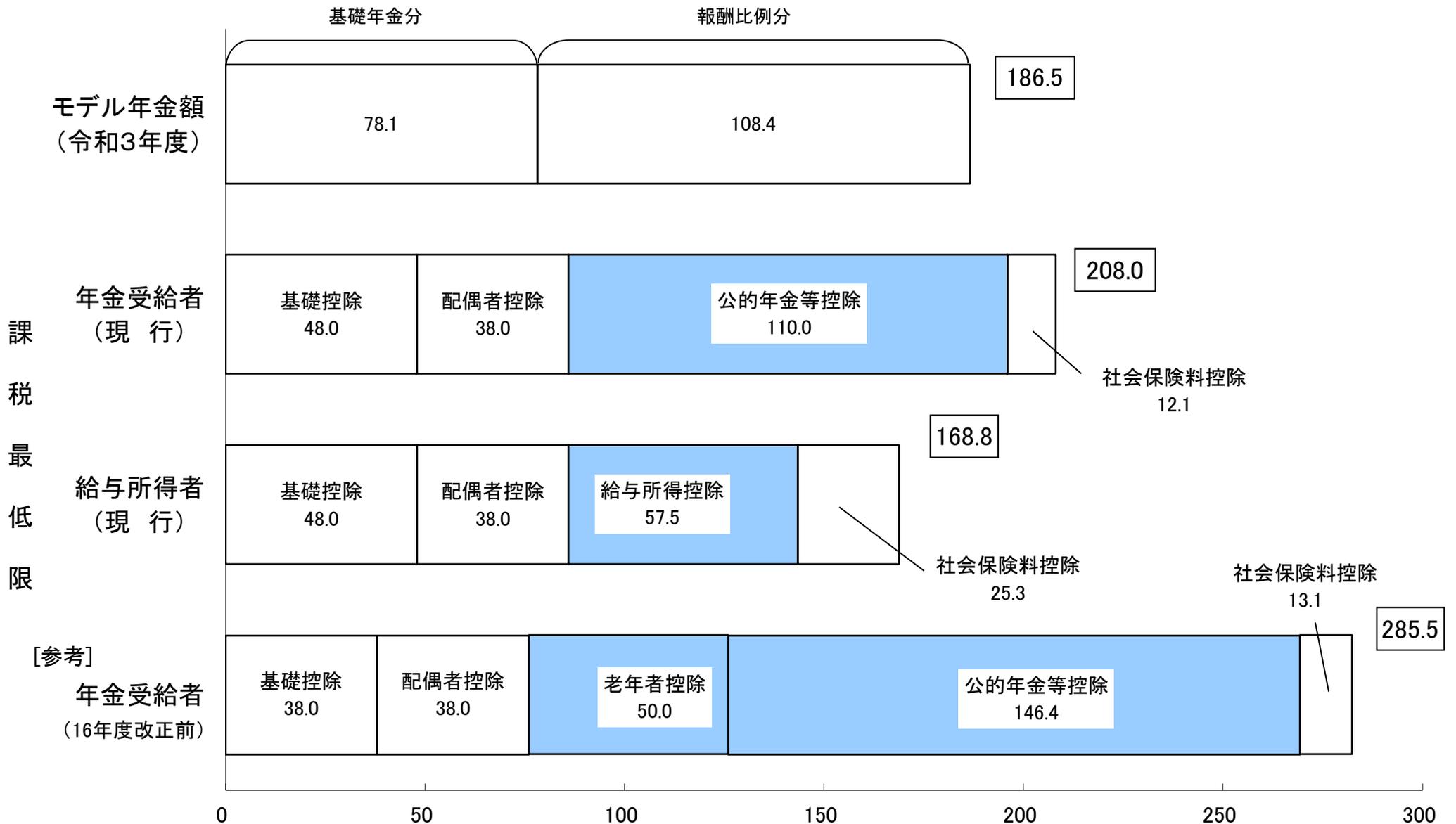
（控除額：万円）



### 公的年金等控除額

〔①+②〕又は③の大きい額	
①定額控除	40万円
②定率控除	
（50万円控除後の年金収入）	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
950万円までの部分	5%
③最低保障額	
65歳以上の者	110万円
65歳未満の者	60万円
（注）年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。	

# モデル年金額と課税最低限



(注1) モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額（令和3年度物価スライド実施後）である。  
 (注2) 年金受給者の課税最低限については、本人は65歳以上、配偶者は70歳未満として計算している。  
 (注3) 課税最低限の算出に当たっては、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

## 確定給付企業年金と確定拠出年金の受給の形態

- 確定給付企業年金・確定拠出年金ともに、相当数が一時金受給を選択している。特に確定拠出年金では、企業型・個人型ともに9割程度と、この傾向が顕著である。
- これは、我が国では退職一時金制度が先行して普及・慣行化した経緯があること、受給者にとっても退職時に多額の一時金を必要とするニーズがあること、年金と一時金に対する社会保障制度や税制の違いがあること、確定拠出年金は個人の資産額が少額のケースが多いこと等、様々な要因があると指摘されている。

<新規受給者数ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況>

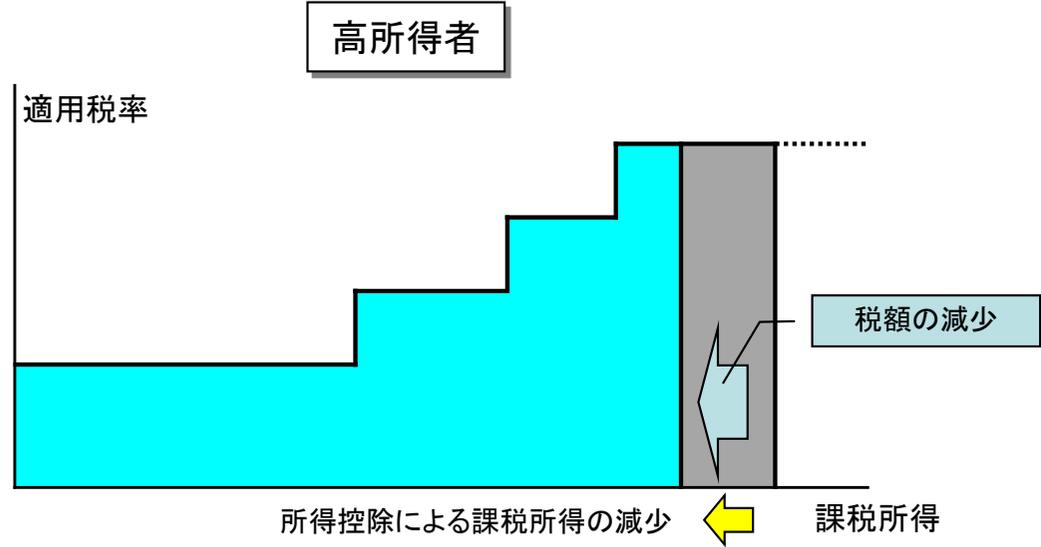
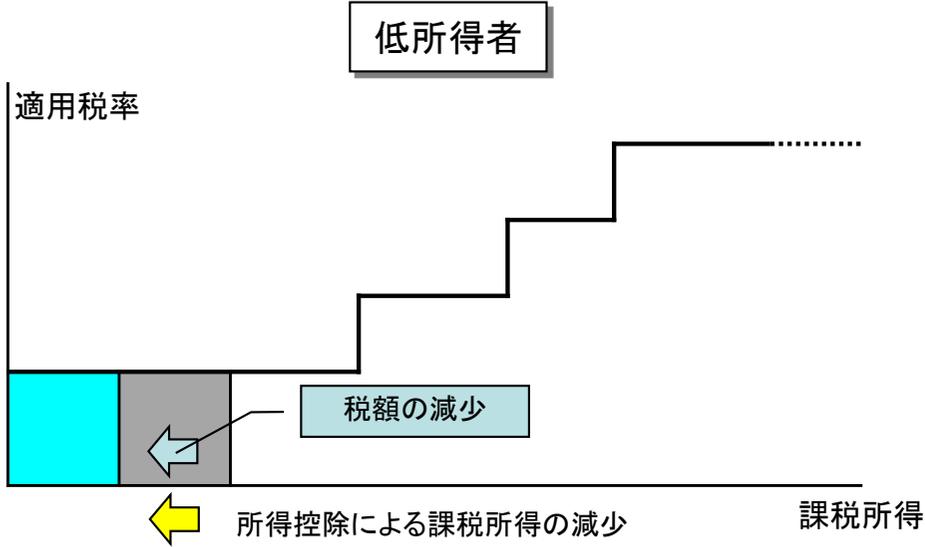
	確定給付企業年金	確定拠出年金	
		企業型	個人型
年金	24%	5%	10%
年金と一時金(併給)	8%	1%	1%
一時金	<b>68%</b>	<b>94%</b>	<b>89%</b>

(出所) 確定給付企業年金は、厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」の特別集計により作成  
 確定拠出年金は、記録関連運営管理機関による調査(平成30年度)を基に作成

## 4. 所得再分配機能に係るこれまでの 対応について

# 所得控除と税額控除に関するこれまでの指摘（平成19年11月政府税調答申）

**所得控除**  
 考 え 方：従来から、家族構成等の納税者の個々の事情に関し、納税者の担税力の減少に配慮するという考え方から、一定額を所得から差し引く所得控除による対応を基本としてきている。  
 税負担面：高所得者ほど税負担軽減額が大きい



**税額控除**  
 考 え 方：税額から一定額を差し引く負担調整の仕組みであり、財政的支援としての性格が強いものである。  
 税負担面：基本的に所得水準にかかわらず税負担軽減額を一定とすることができる。

